

普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐及び基地機能強化に断固反対する意見書

在沖米海兵隊普天間基地の滑走路補修工事を理由に、同基地所属の空中給油機などの固定翼機 13機が 1月10日から約3か月間、嘉手納基地に一時的に移駐されることが、昨年12月28日に発表された。

同様な工事は5年前にも行われ、嘉手納基地周辺住民から騒音の増加につながるとして、中止を求めてきたにもかかわらず、再び嘉手納基地に一時的にせよ移駐させることに對し地域住民は強い憤りを覚える。

また、嘉手納基地周辺では、日常的に戦闘機の飛行訓練やエンジン調整、様々な訓練を始め、外来機の飛来、戦闘機の事故等が派生し住民の不安と恐怖は高まるばかりである。このような状況の中、さらに普天間基地所属の航空機が長期間移駐することは、恒常的な騒音被害や航空機等の事故が懸念され、基地周辺住民に新たな負担を強いるのは明らかであり、いかなる理由にせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命・財産・安全を守る立場から関係機関に對し、普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐の中止を求め、下記事項を速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐を中止すること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年1月7日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長